

令和7年度

起業・創業を応援します！

補助
上限額 **200万円**

※39歳以下の方 230万円

浜田市商業支援事業補助金

事業期間：交付決定日～令和8年3月10日

① 対象者 ※以下のいずれも満たすこと

- ・浜田市起業等計画認定審査会において計画の認定を受けている
- ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業における開店計画を有する中小企業者又は個人

② 補助対象事業

小売店等開業支援事業

- ・・・浜田市において開業をし、市内商業機能の維持・向上に資する事業

③ 補助金額・補助率

補助上限額 **200万円**

※39歳以下の方 230万円

補助率 補助対象経費の**2分の1**

(※)申請時において39歳以下の場合は、若者支援ファンド事業補助金の活用により、補助限度額が230万円となります。

④ 対象経費

- ・改修費
- ・備品購入費
- ・広告宣伝費
- ・家賃(月額10万円かつ出店した月から起算して1年間が上限)

- ☐ 5年間は事業を継続することが前提です。
- ☐ 5年以内の廃業は、補助金の返還が必要となります。
- ☐ 補助金は事業完了後に支払いとなります。
- ☐ 事業完了後、5年間は事業効果の報告が必要です。

補助金の申請には審査会にて認定を受ける必要があります。
裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

浜田市 商工労働課 事業支援係 TEL:0855-25-9501

提出について 浜田商工会議所、石央商工会を経由のうえ、提出してください。

浜田商工会議所 TEL:0855-22-3025

石央商工会 本 所 TEL:0855-42-0070

国府支所 TEL:0855-28-0109

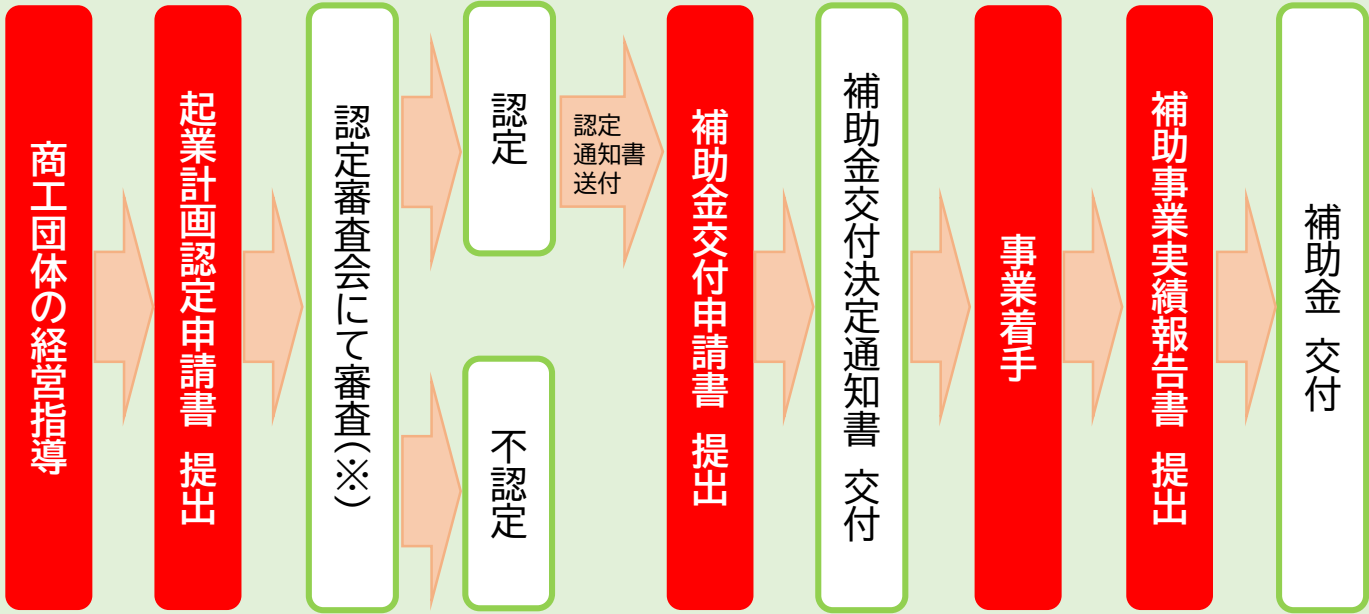
三隅支所 TEL:0855-32-0214

旭 支所 TEL:0855-45-0056

弥栄支所 TEL:0855-48-2130

□■□■□ 浜田市商業支援事業補助金 □■□■□

申請のながれ



次のスケジュールで認定審査会を行います。詳細はホームページでご確認ください。
ただし、**予算額に達した場合は、それ以降の認定審査会は行いません。**

(※)認定審査会	認定申請書 提出締切	審査会(予定)
第1回	令和7年5月30日(金)	6月中旬
第2回	令和7年7月31日(木)	8月下旬
第3回	令和7年9月30日(火)	10月下旬
第4回	令和7年11月28日(金)	12月下旬
第5回	令和7年12月26日(金)	1月中旬

注意事項

- 補助金を申請するためには、認定審査会にて認定を受ける必要があります。
- 着手後の補助金申請はできませんので、事前にご相談ください。
- 認定後、補助金交付申請書を提出し、決定通知書交付後に事業着手してください。
- 交付決定前にかかった経費は、補助対象経費として認められません。

起業してみたいけど
何から始めていいか
わからない・・・

この事業計画は
補助金が
使えるのかな・・・

まずは
ご相談ください

浜田市商業支援事業補助金の
詳細についてはこちら

商業支援事業補助金 浜田市 検索